

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	建築物の移転又は除却費用の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	土地区画整理法第 78 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	土地区画整理法第 78 条第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>次の(1)又は(2)の建築物その他の工作物又は竹木土石等 (以下「建築物等」と総称する。)が、土地区画整理法 (以下「法」という。)第 76 条第 4 項若しくは第 5 項、都市計画法第 81 条第 1 項若しくは第 2 項又は建築基準法第 9 条の規定により行政庁から移転又は除却を命ぜられているものである場合においては、施行者は、これらの建築物等の所有者に対しては、移転又は除却により生じた損失を補償することを要しないものとし、建築物等を移転し、又は除却した場合におけるその移転又は除却に要した費用は、これらの建築物等の所有者から徴収することができるものとする。</p> <p>(1) 法第 98 条第 1 項の規定により仮換地若しくは仮換地について仮に権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を指定した場合、法第 100 条第 1 項の規定により従前の宅地若しくはその部分について使用し、若しくは収益することを停止させた場合又は公共施設の変更若しくは廃止に関する工事を施行する場合において、従前の宅地又は公共施設の用に供する土地に存する建築物等を移転し、又は除却することが必要となったときに、施行者が、法第 77 条第 1 項の規定により移転し、又は除却した建築物等</p> <p>(2) 施行者が、法第 77 条第 1 項の規定により建築物等を移転し、又は除却しようとする場合において、同条第 2 項の規定により、相当の期限を定め、その期限後においてはこれを移転し、又は除却する旨をその建築物等の所有者及び占有者に対し通知するとともに、その期限までに自ら移転し、又は除却する意思の有無をその所有者に対し照会したときに、当該照会を受けた者が自ら移転し、若しくは除却した建築物等</p>
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	行政手続法第13条第2項第4号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	仮清算金の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	土地区画整理法第 102 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	土地区画整理法第 94 条、第 102 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>施行者は、土地区画整理法 (以下「法」という。) 第 98 条第 1 項の規定により仮換地を指定した場合又は法第 100 条第 1 項の規定により使用し、若しくは収益することを停止させた場合において、必要があると認めるときは、法第 94 条に定めるところに準じ、土地の位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に考慮して仮に算出した仮清算金を、清算金の徴収又は交付の方法に準ずる方法により徴収し、又は交付することができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	清算金の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	土地区画整理法第 110 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	土地区画整理法第 110 条第 1 項・第 2 項 土地区画整理法施行令第 61 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>施行者は、土地区画整理法 (以下「法」という。) 第 103 条第 4 項の公告があった場合においては、法第 104 条第 8 項の規定により確定した清算金を徴収し、又は交付しなければならない。この場合において、確定した清算金の額と法第 102 条第 1 項の規定により徴収し、又は交付した仮清算金の額との間に差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	督促手数料及び延滞金の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	土地区画整理法第 110 条第 4 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	土地区画整理法第 110 条第 3 項・第 4 項 土地区画整理法施行規則第 17 条 土地区画整理法施行規則第 17 条の規定に基づく手数料の額 (平成 15 年国土交通省告示第 279 号)
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(1) 土地区画整理法 (以下「法」という。) 第 110 条第 1 項の規定により徴収すべき清算金 (利子を付した場合には、その利子を含む。以下同じ。) を滞納する者に対して、督促状によって納付すべき期限を指定して督促する場合においては、施行規程で定めるところにより、(2)の額以下の督促手数料及び年 10.75 パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。</p> <p>(2) 督促手数料の限度額は、督促状 1 通につき、次に定める額のうち最も低い額とする。</p> <p>① 郵便法第 67 条第 2 項第 3 号に規定する定形郵便物の料金の額</p> <p>② 民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者 (以下「一般信書便事業者」という。) が同法第 16 条第 1 項の規定により届け出た料金のうち、大きさ及び形状が民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則第 22 条で定める基準に適合する信書便物であって、その重量が 25 グラム以下のものに係る料金の額 (一般信書便事業者が複数であるときは、当該料金の額のうち最も低い額)</p> <p>③ 民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 9 項に規定する特定信書便事業者 (以下「特定信書便事業者」という。) が定める同法第 2 条第 7 項に規定する特定信書便役務に関する料金の額 (特定信書便事業者が複数であるときは、当該料金の額のうち最も低い額) (法第 3 条第 2 項から第 5 項まで又は第 3 条の 2 及び第 3 条の 3 の規定による施行者が同法第 4 条第 1 項第 2 項又は第 110 条第 4 項の規定による督促状の送付をするために当該特定信書便役務を利用することができる場合に限る。)</p>
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	行政手続法第13条第2項第4号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	換地を住宅先行建設区内に定めるべき宅地の指定の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	土地区画整理法第 117 条の 2 第 4 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	土地区画整理法第 117 条の 2 第 3 項・第 4 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>施行者が、住宅先行建設区における住宅建設の適切な遂行を確保する上で支障があるとして、土地区画整理法（以下「法」という。）第 85 条の 2 第 5 項の規定により指定された宅地について所有権又は住宅の所有を目的とする借地権を有する者に対し、法第 117 条の 2 第 3 項の規定により、相当の期限を定めて、当該宅地についての換地（法第 117 条の 2 第 2 項の場合にあっては、当該宅地について指定された仮換地）における住宅の建設のため必要な措置を講ずべきことを勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、法第 85 条の 2 第 5 項の規定による宅地の指定の取消し、換地計画の変更その他必要な措置を講ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日